

株 主 各 位

東京都渋谷区道玄坂一丁目16番5号
株式会社イントランス
代表取締役社長 濱 谷 雄 二

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月21日(月曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月22日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル39階 ルナール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第23期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
議 案 取締役5名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.intrance.jp/>)に掲載させていただきます。

＜新型コロナウイルス感染防止への対応について＞

- 株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- 受付には消毒薬を設置いたします。
- 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方等におかれましては、ご出席を見合わせることもご検討ください。
- ご出席くださる株主様には、マスクの着用や、受付に設置の消毒液のご使用など、感染予防に向けたご配慮・ご協力をお願いいたします。
- 当日体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けさせていただく場合がございます。

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言などによる経済活動や移動の制限を背景とした消費マインドの低下が進み、緊急事態宣言解除後の政府、自治体による各種政策を背景に段階的な経済活動再開が進んだものの、変異型ウイルスの出現、2021年1月には緊急事態宣言が再発出されるなど、さらなる感染拡大が懸念されており、先行きは不透明な状態で推移しております。

当社グループが属する不動産業界では、低金利環境下での良好な資金調達環境を背景として、国内外の投資家による物件取得意欲は引き続き高い状況にあり、堅調な推移を見せた一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、不確実性の高まりから意思決定に影響を及ぼし様子見する主体も多く、依然不透明な状況が続いております。

また、ホテル・商業施設におきましては、訪日外国人旅行者の渡航制限や、緊急事態宣言下における外出自粛要請の影響により、国内外の旅行需要は激減し深刻な打撃を受けました。緊急事態宣言解除後の、政府・行政による経済支援政策により、回復の兆しが見られたものの、更なる感染拡大により、依然先行きが不透明なまま推移しております。

このような状況下、当社グループでは、投資対象とする不動産の潜在的価値を高めたうえで販売を行うプリンシパルインベストメント事業、プロパティマネジメントサービス（物件ごとのニーズに合ったオーダーメイド型の入居者管理代行サービス）及び賃貸事業や不動産賃貸・売買の仲介業務を行うソリューション事業並びに当社の連結子会社である株式会社大多喜ハーブガーデン（以下、大多喜ハーブガーデン）でハーブガーデンの運営、卸売りを行うその他事業にそれぞれ注力してまいりました。

この結果、売上高は1,175,952千円（前年同期比0.1%増）、営業損失は775,819千円（前年同期は営業損失931,704千円）、経常損失は965,625千円（前年同期は経常損失973,033千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は993,160千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1,013,550千円）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

(プリンシパルインベストメント事業)

当連結会計年度において販売用不動産6件の売却を行いました。当初に売上計上を見込んでいた和歌山マリーナシティ（信託受益権）の売買契約について、新型コロナウイルス感染症の影響で契約解除となり、その後、売買契約を締結したものの決済・引渡は翌期に持ち越しとなったことが影響し、当初の予算を大きく下回る結果となりました。また、保有する販売用不動産について、162,946千円のたな卸資産評価損を計上いたしました。この結果、売上高は617,196千円（前年同期比5.0%増）、セグメント損失（営業損失）は466,915千円（前年同期は390,826千円の営業損失）となりました。

(ソリューション事業)

賃貸事業において和歌山マリーナシティ内3施設の配当金収入及び賃貸事業の賃料収入を計上し、新規の建物管理受託に引き続き取り組んだ結果、売上高は376,913千円（前年同期比4.8%減）、セグメント損失（営業損失）は71,147千円（前年同期は246,389千円の営業損失）となりました。

(その他)

連結子会社の大多喜ハーブガーデンが運営するハーブガーデンにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、一度は来園者数が大きく落ち込んだものの、SNS等を利用した広告戦略の奏功により総来園者数は前期並に回復し、売上高を大きく伸ばしました。同社の生産卸売事業につきましては、緊急事態宣言下における飲食店の営業自粛や時短営業の影響から外食向けの卸売りが低迷、巣籠り需要を受けた量販店向けの卸売りが伸長したものの落ち込みはカバーできず、卸売全体としては苦戦いたしました。

この結果、売上高は198,252千円（前年同期比4.0%減）、セグメント利益（営業利益）は18,303千円（前年同期は6,302千円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
 詳細については、「連結注記表 I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 1. 連結の範囲に関する事項」に記載しております。

(5) 対処すべき課題

① 財務基盤の強化

ホテル運営事業、インバウンド送客事業及びファンド運営事業の推進にあたっては、機動的かつ多額な資金が必要であるため、投下資本の早期回収に努め、安定した財務基盤の構築に努めてまいります。

② 事業間の連携強化

当社グループは、ホテル運営事業の中軸となる子会社株式会社イントランスホテルズアンドリゾートが受託運営するホテルを中心に、瀛創（上海）商务咨询有限公司）が行うインバウンド送客事業により中国人旅行客を送客することで事業間の連携強化を図り、企業価値の向上を目指してまいります。

③ 新たな事業への取り組み

当社グループは、今後、ホテル運営事業、インバウンド送客事業及びファンド運営事業に取り組んでまいります。その中でも事業の主軸となるホテル運営事業を拡大させるため、マネジメント・コントラクト方式、マスター・リース方式等その方式を問わず、受託案件の取得に注力するとともに、新型コロナウイルスの収束タイミングを見計らいながら、瀛創（上海）商务咨询有限公司にて開発した日本ホテルのホールセールシステムと、中国の旅行予約管理システムとを連携させ、事業間のシナジー効果の発揮により売上高増加と収益拡大を目指した経営を実践してまいります。

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第20期 (2017年度)	第21期 (2018年度)	第22期 (2019年度)	第23期 (当連結会計年度) (2020年度)
売上高 (千円)	2,623,942	2,752,661	1,174,444	1,175,952
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△27,250	367,044	△973,033	△965,625
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△74,695	55,687	△1,013,550	△993,160
1株当たり当期純利益又は当 期純損失 (△) (円)	△2.01	1.50	△27.34	△26.79
総 資 産 (千円)	6,030,983	5,069,980	4,027,937	2,911,269
純 資 産 (千円)	2,955,644	3,011,332	2,010,354	1,033,875
1株当たり純資産額 (円)	79.73	81.23	53.95	27.13

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第20期 (2017年度)	第21期 (2018年度)	第22期 (2019年度)	第23期 (当事業年度) (2020年度)
売 上 高 (千円)	2,279,923	385,728	981,509	978,731
経 常 損 失 (△) (千円)	△147,673	△116,374	△968,128	△928,260
当 期 純 損 失 (△) (千円)	△155,656	△150,850	△719,513	△1,009,508
1株当たり当期純損失(△) (円)	△4.20	△4.07	△19.41	△27.23
総 資 産 (千円)	6,439,914	6,619,690	4,012,951	2,822,316
純 資 産 (千円)	2,888,079	2,737,228	2,028,148	1,034,379
1株当たり純資産額 (円)	77.91	73.84	54.43	27.20

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は合同会社インバウンドインベストメント及びE Tモバイルジャパン株式会社であります。

資本関係は、E Tモバイルジャパン株式会社は、当社株式を直接所有する合同会社インバウンドインベストメントの親会社であり、当社株式を18,256,000株(議決権比率49.25%)を間接所有しております。

人的関係は、E Tモバイルジャパン株式会社の代表者である何同璽氏が当社の取締役を務めており、出向者の派遣を受けております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社大多喜ハーブガーデン	80,000千円	100%	その他事業
株式会社イントランスホテルズアンドリゾーツ	50,000千円	100%	ソリューション事業
瀛創(上海)商务咨询有限公司	50万米ドル	100%	ソリューション事業

(8) 主要な事業内容(2021年3月31日現在)

区 分	事 業 内 容
プリンシパルインベストメント事業	自己勘定による不動産購入及び売却
ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業	不動産運営による賃料収入、不動産管理による管理収入、不動産仲介による手数料収入、コンサルティング、株式会社イントランスホテルズアンドリゾーツにおいて宿泊施設等のオペレーション等
そ の 他 事 業	株式会社大多喜ハーブガーデンにおいてハーブガーデンの運営及びハーブ等の生産・販売

(9) 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

- ① 当社 本社：東京都渋谷区
- ② 子会社
株式会社大多喜ハーブガーデン 本社：千葉県夷隅郡大多喜町
株式会社イントランスホテルズアンドリゾート 本社：東京都渋谷区
瀛創（上海）商务咨询有限公司 本社：中国上海市

(10) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
37名	2名減

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	9名	4名減	43.0歳	4.7年
女性	7名	—	36.1歳	3.3年
合計又は平均	16名	4名減	40.0歳	4.1年

(11) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	465,000千円
株式会社紀陽銀行	387,500千円
株式会社三井住友銀行	175,558千円
株式会社北陸銀行	175,500千円
ディー・エフ・エル・リース株式会社	77,500千円

(12) その他の企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、当連結会計年度において2期連続で重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。また、販売用不動産（信託受益権）の取得資金として組成したシンジケートローン（1年内返済予定の長期借入金）1,007,500千円の弁済期日は2021年8月31日であります。2021年6月下旬に予定する有価証券報告書提出時に、期限の利益に係る財務制限条項に抵触する見込みであります。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 115,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 37,070,600株（自己株式60,400株を除く）
- (3) 株主数 9,020名
- (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
合同会社インバウンドインベストメント	18,256,000株	49.25%
株式会社津聖一	795,700株	2.15%
株式会社SBI証券	581,500株	1.57%
株式会社エスネット	509,000株	1.37%
有限会社レアリア・インベストメント	446,300株	1.20%
上島規男	350,000株	0.94%
INTERACTIVE BROKERS LLC	332,400株	0.90%
松井証券株式会社	311,500株	0.84%
関浩子	290,000株	0.78%
楽天証券株式会社	258,100株	0.70%

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 (第4回新株予約権)

	取締役 (社外取締役を除く)	社外取締役
発行決議日	2019年9月11日	
保有者数	3名	4名
新株予約権の数	2,400個	1,600個
目的である株式の種類及び数	普通株式 240,000株	普通株式 160,000株
新株予約権の払込金額	払込要しない	
新株予約権の行使価額	1個につき134円	
新株予約権の行使期間	2021年9月12日から2026年9月11日	
新株予約権の行使の条件	(注)	

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社、当社子会社、または当社関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
2. 新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。
3. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
4. 新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 当事業年度中に当社従業員に対して交付した新株予約権等の状況 該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する事項

当社は、2019年9月11日の取締役会において、時価発行新株予約権信託の受託者である税理士 小林雅明氏に対し、以下のとおり新株予約権を発行することを決議し、2019年9月30日に付与いたしました。

(第5回新株予約権)

新株予約権の数	18,000個
目的である株式の種類及び数	普通株式 1,800,000株
新株予約権の払込金額	1,800,000円
新株予約権の発行価額	1個につき100円
新株予約権の行使時の払込金額	1個につき125円
新株予約権の行使期間	2021年7月1日から2029年9月30日
増加する資本金及び資本準備金	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記1記載の資本金等増加限度額から、上記1に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 本第5回新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という)は、本第5回新株予約権を行使することができず、受託者より本第5回新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」という)のみが本第5回新株予約権を行使できることとする。
2. 受益者は、2021年3月期から2025年3月期までのいずれかの事業年度において、当社の営業利益が11億円を超過した場合に限り、各受益者が交付を受けた本第5回新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定においては、当社が提出した有価証券報告書に記載される損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)における営業利益の金額を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
3. 受益者は、本新株予約権を行使する時点において当社もしくは当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であること、または当社もしくは当社の関係会社と顧問契約もしくは業務委託契約を締結している関係にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
4. 受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本第5回新株予約権を行使することができない。
5. 本第5回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第5回新株予約権の行使を行うことはできない。
6. 本第5回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	濱 谷 雄 二	
取 締 役	太 田 孝 昭	税理士 株式会社OAG 代表取締役 株式会社OAGビジコム 代表取締役相談役 株式会社OAGコンサルティング 代表取締役 株式会社OAGアウトソーシング 取締役 株式会社GEN 取締役 株式会社N&Oコンサルティング 代表取締役
取 締 役	何 同 壘	合同会社インバウンドインベストメント 職務執行者 E Tモバイルジャパン株式会社 代表取締役 株式会社いるかラボ 代表取締役 北京逸行之旅信息科技有限公司 董事長 北京逸行国際旅行社有限公司 執行董事 瀛之行（上海）国际旅行社有限公司 執行董事 株式会社イントランスホテルズアンドリゾーツ 取締役 株式会社日本遊 代表取締役
取 締 役	日 比 野 健	
取 締 役	清 水 洋 一 郎	株式会社Mビジュアル 取締役
取 締 役	垣 花 直 樹	株式会社インフォマート 社外監査役
取 締 役	仇 非	上海复医天健医療服務産業股份有限公司 董事 飛拓無限信息技術（北京）股份有限公司 董事 浙江快准車服網絡科技有限公司 董事 正知資本 CEO
取 締 役	李 興	中恵集団 副総裁
常 勤 監 査 役	青 沼 丈 二	
監 査 役	平 田 邦 夫	
監 査 役	上 床 竜 司	弁護士

- (注) 1. 取締役仇非氏及び李興氏は、2020年6月19日開催の第22回定時株主総会において、取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役太田孝昭氏、日比野健氏、清水洋一郎氏、垣花直樹氏、仇非氏及び李興氏は、社外取締役であります。
3. 監査役平田邦夫氏及び上床竜司氏は、社外監査役であります。
4. 監査役平田邦夫氏につきましては、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
5. 監査役青沼丈二氏につきましては、金融業界に長らく携わり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役数野敏男氏につきましては、2020年6月19日開催の取締役会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役である太田孝昭氏、日比野健氏、清水洋一郎氏、垣花直樹氏、仇非氏及び李興氏、並びに監査役である青沼丈二氏、平田邦夫氏、上床竜司氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役、管理職を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険により填補することとしております。被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としており、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	55,350千円 (26,400千円)	55,350千円 (26,400千円)	— (—)	— (—)	9名 (6名)
監査役 (うち社外監査役)	13,200千円 (7,200千円)	13,200千円 (7,200千円)	—	—	3名 (2名)

(注) 1. 上記報酬等の額のうち、社外取締役6名及び社外監査役2名の報酬等の合計額は33,600千円です。

2. 取締役の報酬限度額は、2008年6月19日開催の第10回定時株主総会において、金銭報酬の総額として年500,000千円、ストックオプションの総額として年100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名であります。
3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月22日開催の第8回定時株主総会において、金銭報酬の総額として年20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

② 報酬等内容の決定に関する方針

当社は、以下のとおり取締役の報酬等の内容の決定に関する方針を定め、取締役会において決議しており、取締役の個人別の報酬は、取締役会から一任された代表取締役社長濱谷雄二氏が他取締役の意見を参考に当社規程に基づき基本報酬の額を決定しております。一任する理由は、当社の全部門を統括する立場から最も公平・公正な評価・判断が可能なことによります。取締役会も当該方針の運用による決定とその合理性について、これを承認しております。

(i) 基本方針

当社の取締役の報酬は、個々の取締役の報酬の決定に際して、各職責を踏まえ

た適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には業務執行取締役及び社外取締役の報酬は、固定報酬を基本報酬とする。

(ii) 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月毎の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。各取締役の任期は1年であり、事業年度ごとに株主総会の選任を受ける機関設計であるため、前事業年度の業績や経営環境を勘案した決定、報酬の見直しが行われる。

(iii) 非金銭報酬の内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

原則として、業務執行取締役及び社外取締役の報酬は固定報酬のみが基本報酬であるが、業績の拡大や中長期的な企業価値向上を目指すため、業績と経営環境を考慮したうえで、非金銭報酬として株式報酬型ストックオプションを割り当てることがある。時期及び条件の決定については、業績や経営環境を考慮のうえ取締役会の決議によるものとし、取締役個人別の割当株式数を決定する。

(iv) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、当社規程に基づき一任された代表取締役が、他取締役の意見を参考に各取締役の基本報酬の額を決定する。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役太田孝昭氏は、株式会社OAG、株式会社OAGコンサルティング、株式会社N&Oコンサルティングの代表取締役及び株式会社OAGビジョムの代表取締役相談役を兼職しておりますが、兼職先との取引関係はありません。また同氏は、株式会社OAGアウトソーシング及び株式会社GENの取締役を兼職しており、兼職先に対し当社経理業務の一部をアウトソーシングしております。

取締役清水洋一郎氏は、株式会社Mビジュアルの取締役を兼職しておりますが、兼職先との取引関係はありません。

取締役垣花直樹氏は、株式会社インフォマートの社外監査役を兼職しておりますが、兼職先との取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役太田孝昭氏は、当事業年度に開催された取締役会17回中13回に出席し、主に税理士としての専門的見地から、当社の経営に有用な指摘、意見を述べております。

取締役日比野健氏は、当事業年度に開催された取締役会17回中16回に出席し、主に旅行業界における豊富な知見及び経営者としての専門的見地から、当社の

経営に有用な指摘、意見を述べております。

取締役清水洋一郎氏は、当事業年度に開催された取締役会17回中16回に出席し、主に旅行業界における豊富な知見及び経営者としての専門的見地から、当社の経営に有用な指摘、意見を述べております。

取締役垣花直樹氏は、当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席し、主に金融業界における豊富な知見及び経営者としての専門的見地から、当社の経営に有用な指摘、意見を述べております。

取締役仇非氏は、就任後開催された取締役会11回中10回に出席し、主に中国における豊富な知見及び経営者としての専門的見地から、当社の経営に有用な指摘、意見を述べております。

取締役李興氏は、就任後開催された取締役会11回すべてに出席し、主に中国の不動産開発業界における豊富な知見について、当社の経営に有用な指摘、意見を述べております。

監査役平田邦夫氏は、当事業年度に開催された取締役会17回中15回に出席、監査役会11回中10回に出席し、主に航空業界における豊富な知見及び経営者としての専門的見地に基づき、コンプライアンスの観点から、当社の経営に有用な指摘、意見を述べております。

監査役上床竜司氏は、当事業年度に開催された取締役会17回中16回に出席、監査役会11回すべてに出席し、主に弁護士として法務実務における高い専門性を有しており、コンプライアンスの観点から、当社の経営に有用な指摘、意見を述べております。

なお、上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る報酬等の額	18,000千円
②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

(注) 1. 上記①の額は、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務に係る報酬であります。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容や前事業年度における職務執行状況を勘案し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

1 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社は、取締役会を定期的に開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、常勤監査役及び社外監査役により取締役の職務執行の適法性を監査する。
- ② コンプライアンスに関する行動規範を定め、コンプライアンスに関する社内意識を高めるとともに、法令及び定款、さらには社内規程等を遵守するよう当社及び当社子会社の役員職員への周知徹底を図る。また、内部統制担当者が各業務にわたり、法令遵守のシステムを維持する一方で、内部監査人が内部統制システムの整備状況・運用状況の評価を図り全社的な内部統制を実現する。
- ③ 内部統制関連法規の施行を受けて、内部統制システムの基本計画を策定し、当

社及び当社子会社の内部統制システムの更なる充実を図る。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社及び当社子会社は、情報の保存及び管理に関する社内諸規程を整備し、規程に基づく情報の保存及び管理を実施する。また、情報の性質に応じて、保存及び管理の責任の所在を明確にし、保存部署・保存年限・保存形式を定める。
- ② 保存及び管理された情報は、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。

3 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理に対応する社内規程に基づきリスク管理委員会を設置しており、法令・社内規程及び企業倫理を遵守する意識を当社及び当社子会社に浸透させるとともに、未然にリスクを防止し、リスクの発生時には被害の最小化、被害拡大の防止、二次拡大の防止、復旧対策を行う。

4 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規程、職務分掌規程並びに職務権限規程により、取締役の決裁権限と責任を明確にし、取締役の迅速かつ効率的な職務の執行を実現する。子会社においても、これに準拠した体制を構築する。
- ② 取締役会は、市況や環境の変化に対応した当社及び当社子会社のビジョンと経営計画を決定し、取締役の職務執行の指針を示し、効率的な職務執行を実現する。
- ③ 取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を招聘する。

5 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

「関係会社管理規程」を定め、各子会社は、自社の事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行うこととする。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、使用人を配置する。その場合の当該使用人の任命、異動、評価等人事権に係る事項については監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、その独立性及び監査役の指示の実効性確保に努める。
- ② 監査役の職務を補助する使用人は、その職務を遂行するにあたっては、監査役の指示にのみ従うものとする。

7 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行について報告を求められた場合、又は当社及び当社子会社に著しく影響を及ぼす重要事項、法令違反等の不正行為、重大な不当行為その他これに準ずる事実並びにそのおそれのある事実を知った場合には、遅滞なく当社監査役に報告することとする。
- ② 当社内部監査部門は、「内部監査規程」により、当社監査役に監査状況等を定期的に報告することとする。

- ③ 当社は、上記の報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止する。

8 監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求にかかる費用又は債務が当社監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。

9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は法令に従い社外監査役を含み、公正さと透明性を担保する。
② 監査役が、会計監査人及び内部監査人と相互に連携を図ることで、監査の実効性を高める。
③ 監査役は代表取締役社長と定期的に会合をもち、相互に意見交換を行い、効果的な監査業務を実施するための体制を構築する。

10 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び当社子会社は、暴力団を始めとする反社会的勢力と一切の関係をもたないことを企業倫理及び基本姿勢としている。さらに、暴力団の不透明化や資金獲得活動の巧妙化を踏まえると、反社会的勢力との関係遮断のための取組みをより一層推進すべく、社内の担当機関のみならず外部専門機関とも連携し、代表取締役社長等経営陣のみならず組織全体として関係遮断の不断の努力をしている。

11 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社及び当社子会社は、反社会的勢力との関係遮断のため、行動指針を整備する。また販売、仕入等各業務にわたり、反社会的勢力との関係を排除すべく、取引の相手方が反社会的勢力との関係をもっていないかにつき自ら調査するとともに外部専門機関にも調査を依頼している。また、調査結果は代表取締役社長に報告している。取引を始めるにあたり、事前調査をすることで、未然に反社会的勢力との関係を排除することが可能となり、反社会的勢力からの被害を防止している。さらに、社内各部に反社会的勢力との関係排除の基本姿勢を周知徹底すべく、指導及び教育を時宜に応じて行っており、組織全体に反社会的勢力排除の理念を浸透させている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における取組みにつきましては、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制」が適切に運用されていることを確認しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率につきましては表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,876,984	流 動 負 債	1,546,570
現金及び預金	971,079	買掛金	6,047
売掛金	40,621	1年内返済予定の長期借入金	1,068,070
販売用不動産	1,688,247	リース債務	806
その他のたな卸資産	11,862	未払法人税等	7,253
その他	165,173	前受金	191,715
固 定 資 産	34,284	賞与引当金	7,843
有形固定資産	6,181	その他	264,833
建物	1,101	固 定 負 債	330,822
工具、器具及び備品	1,083	長期借入金	323,819
リース資産	3,996	リース債務	3,753
無形固定資産	3,974	その他	3,250
その他	3,974	負 債 合 計	1,877,393
投資その他の資産	24,127	純 資 産 の 部	
その他	208,622	株 主 資 本	1,004,620
貸倒引当金	△184,495	資本金	1,133,205
資 産 合 計	2,911,269	資本剰余金	903,204
		利益剰余金	△1,029,312
		自己株式	△2,476
		その他の包括利益累計額	1,104
		為替換算調整勘定	1,104
		新株予約権	26,172
		非支配株主持分	1,978
		純 資 産 合 計	1,033,875
		負債・純資産合計	2,911,269

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,175,952
売 上 原 価		1,201,329
売 上 総 損 失		25,376
販売費及び一般管理費		750,442
営 業 損 失		775,819
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	55	
助 成 金 収 入	4,062	
そ の 他	1,249	5,367
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	18,531	
資 金 調 達 費 用	3,437	
契 約 解 約 損	173,073	
そ の 他	131	195,173
経 常 損 失		965,625
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	5,438	5,438
特 別 損 失		
固 定 資 産 圧 縮 損	5,438	
減 損 損 失	24,719	30,157
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		990,344
法人税、住民税及び事業税	4,178	4,178
当 期 純 損 失		994,522
非支配株主に帰属する当期純損失		1,361
親会社株主に帰属する当期純損失		993,160

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,133,205	903,204	△36,151	△2,476	1,997,781
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△993,160		△993,160
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△993,160	-	△993,160
当 期 末 残 高	1,133,205	903,204	△1,029,312	△2,476	1,004,620

	その他の包括利益累計額 為替換算調整勘定	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	当 期 首 残 高			
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する当期純損失				△993,160
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,035	15,739	1,978	16,682
当 期 変 動 額 合 計	△1,035	15,739	1,978	△976,478
当 期 末 残 高	1,104	26,172	1,978	1,033,875

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

I 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、当連結会計年度において2期連続で重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。また、販売用不動産（信託受益権）の取得資金として組成したシンジケートローン（1年内返済予定の長期借入金）1,007,500千円の弁済期日は2021年8月31日ですが、2021年6月下旬に予定する有価証券報告書提出時に、期限の利益に係る財務制限条項に抵触する見込みであります。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況を解消するために、連結計算書類提出会社である当社は、販売用不動産（信託受益権）に関して、2021年6月15日を返済予定日として既に売買契約を締結しており、決済された資金によりシンジケートローンを返済する予定であります。当社としては、買主との連携を深め、シンジケートローン貸付人との調整を進めると共に、リスクヘッジの施策として、各金融機関とのリファイナンス交渉や、安定的な資金調達計画の再構築によりキャッシュポジションを高めてまいります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大収束を1年後に見据え、当社グループは、既存の事業に加え、以下の事業を遂行又は拡大させることで収益性の改善を図り、企業価値の向上を図ってまいります。

・ホテル運営事業

当社グループのホテル運営会社である株式会社イントランスホテルズアンドリゾートを中心として、ホテルの運営受託、経営コンサルティングの案件取得に注力し、取引数を増加してまいります。また、当社においても、ホテル運営に精通する人材を獲得し、マネジメント・コントラクト方式の他、経営と運営とを両方担うマスター・リース方式による運営の受託、更にはホテル自体の投資・開発にも参入し、上記運営と合わせて収益を最大化してまいります。

・インバウンド送客事業

当社グループ会社である瀛創（上海）商务咨询有限公司にて開発した日本ホテルのホールセールシステムと、中国の旅行予約管理システムとを連携させ、日本ホテルへの送客事業を行ってまいります。また、中国顧客のデータベースを構築・分析し、コンサルティングにもつなげてまいります。

・ファンド運営事業

ホテル等宿泊施設業界は新型コロナウイルスの影響により甚大な損失を被っている状況であります。当社は、コロナ禍の状況下にあっても成長可能性のある優良な企業やアセット、開発プロジェクト等への投資及びアセットの売買仲介を行い、当社グループ会社であるジャパンホテルインベストメント株式会社がファンドを組成・運営していくことでシナジー効果を最大化する当該事業に取り組んでまいります。

しかしながら、販売用不動産（信託受益権）の売買契約の決済は未了であり、また、上記3事業の遂行は新型コロナウイルスの感染拡大収束時期に大きな影響を受けることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

II 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項
- すべての子会社を連結しております。
連結子会社数 8社
主要な連結子会社の名称
株式会社大多喜ハーブガーデン
瀛創（上海）商务咨询有限公司
株式会社イントランスホテルズアンドリゾート
- なお、ハーブ生産出荷組合株式会社、ホスピタリティインベストメント合同会社、ジャパンホテルインベストメント株式会社、株式会社アニシスホスピタリティについては、新規設立に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めることとしております。
2. 会計方針に関する事項
- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- たな卸資産
販売用不動産
個別法による原価法を採用しております。
(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)
- その他のたな卸資産
評価基準は原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定しております。)
商品については先入先出法、原材料・貯蔵品については、最終仕入原価法を採用しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 8～15年
工具、器具及び備品 5～10年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、償却年数は5年です。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
- 賞与引当金
従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
- 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権及び破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

Ⅲ 表示方法の変更

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「受取保険金」(当連結会計年度289千円)については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に「Ⅳ 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

Ⅳ 会計上の見積りに関する注記

1. 会計上の見積りを示す項目及び見積りの内容

販売用不動産の評価

2. 当連結会計年度に計上した金額

科目名	金額(千円)
販売用不動産	1,688,247千円

3. その他見積りの内容に関する理解に資する情報

販売用不動産については、正味売却価額が取得原価よりも下落した場合には、正味売却価額を貸借対照表価額としております。正味売却価額は、販売見込額から販売経費等見込額を控除した額であり、販売見込額は、販売予定価格、又は、社外の不動産鑑定士による鑑定評価額や路線価等に基づいて見積もった販売可能見込額であります。

正味売却価額における販売見込額は、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受ける可能性があり、見積りの前提とした条件が変化した場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅴ 追加情報

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性の評価、固定資産の減損の検討等にあたり、当連結会計年度末で入手可能な情報に基づき策定した事業計画を基礎として見積りを行っております。事業計画の策定にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大の収束時期を予測することは困難であるものの、1年後に収束するとの仮定を置いております。

現時点において、会計上の見積りへの重要な影響はないと判断しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大による影響は不確定要素が多く、今後の状況の変化によっては、翌連結会計年度以降の当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

VI 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

現金及び預金	100,000千円
販売用不動産	1,394,560千円
その他(流動資産)	35,212千円
計	1,529,773千円

担保付債務は次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	1,020,832千円
長期借入金	162,226千円
計	1,183,058千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 58,470千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

3. 補助金の受入による有形固定資産の圧縮記帳額は、工具、器具及び備品5,438千円であり取得価額より減額しております。

4. 財務制限条項

当連結会計年度末の1年内返済予定の長期借入金のうち、当社のシンジケートローン契約(1,007,500千円)には以下の財務制限条項が付されております。当条項に抵触した場合には、本契約に基づく全ての債務について期限の利益を喪失し、直ちに貸付の元本及び利息並びに清算金その他本契約に基づき、当社が支払義務を負担する一切の金銭債務を支払うこととなります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持する。
- (2) 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにする。

VII 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	37,131,000株
------	-------------

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

VIII 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは主に不動産再生事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、不動産再生事業資金については、金融機関と交渉し、案件毎に販売用不動産に担保設定を行うことにより、資金調達を行っております。一時的な余資については、安全性の高い金融資産（預金等）で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

借入金は、主に不動産再生事業資金として調達した資金ですが、本借入金については、金利変動リスクを回避するため、固定金利での調達を行う場合もあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権は与信管理規程に従い、管理本部により、主要取引先の状況をモニタリングすることで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

金利変動リスクを回避するため、固定金利での調達を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画表を作成・更新することなどにより流動性リスクの管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には

合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	971,079	971,079	—
(2) 売掛金	40,621	40,621	—
資産計	1,011,701	1,011,701	—
(1) 買掛金	6,047	6,047	—
(2) 長期借入金(※)	1,391,889	1,389,684	△2,204
(3) 未払法人税等	7,253	7,253	—
負債計	1,405,189	1,402,985	△2,204

(※) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金 (3) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

Ⅸ 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 27円13銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 26円79銭 |

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,686,725	流 動 負 債	1,515,044
現金及び預金	808,181	1年内返済予定の長期借入金	1,066,000
売掛金	25,658	リース責務	806
販売用不動産	1,688,247	未払金	33,377
その他のたな卸資産	39	未払費用	6,804
前払費用	6,677	未払法人税等	4,223
その他	157,921	未払消費税等	17,801
固 定 資 産	135,590	前受金	191,715
有 形 固 定 資 産	4,629	預り金	77,659
建物付属設備	559	賞与引当金	7,843
工具、器具及び備品	73	その他	108,812
リース資産	3,996	固 定 負 債	272,892
無 形 固 定 資 産	3,974	長期借入金	265,889
ソフトウェア	3,126	リース債務	3,753
電話加入権	48	その他	3,250
その他	800	負 債 合 計	1,787,936
投資その他の資産	126,986	純 資 産 の 部	
関係会社株式	33,000	株 主 資 本	1,008,207
その他の関係会社有価証券	10,000	資 本 金	1,133,205
出 資 金	30	資 本 剰 余 金	903,204
関係会社出資金	0	資 本 準 備 金	903,204
関係会社長期貸付金	205,000	利 益 剰 余 金	△1,025,726
破産更生債権等	108,680	その他利益剰余金	△1,025,726
長期前払費用	1,245	繰越利益剰余金	△1,025,726
その他	98,525	自 己 株 式	△2,476
貸倒引当金	△329,495	新 株 予 約 権	26,172
資 産 合 計	2,822,316	純 資 産 合 計	1,034,379
		負債・純資産合計	2,822,316

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		978,731
売 上 原 価		1,129,510
売 上 総 損 失		150,778
販売費及び一般管理費		585,307
営 業 損 失		736,086
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,678	
業 務 受 託 料	720	
そ の 他	868	6,266
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17,930	
資 金 調 達 費 用	3,437	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	4,000	
契 約 解 約 損	173,073	
そ の 他	0	198,440
経 常 損 失		928,260
特 別 損 失		
関係会社株式評価損	27,000	
関係会社出資金評価損	53,049	80,049
税 引 前 当 期 純 損 失		1,008,310
法人税、住民税及び事業税	1,198	1,198
当 期 純 損 失		1,009,508

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					新株 予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金				
当期首残高	1,133,205	903,204	△16,217	△2,476	2,017,715	10,432	2,028,148
当期変動額							
当期純損失			△1,009,508		△1,009,508		△1,009,508
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						15,739	15,739
当期変動額合計	-	-	△1,009,508	-	△1,009,508	15,739	△993,769
当期末残高	1,133,205	903,204	△1,025,726	△2,476	1,008,207	26,172	1,034,379

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

I 継続企業の前提に関する注記

当社は、当事業年度において継続して重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しております。また、販売用不動産（信託受益権）の取得資金として組成したシンジケートローン（1年内返済予定の長期借入金）1,007,500千円の弁済期日は2021年8月31日であります。2021年6月下旬に予定する有価証券報告書提出時に、期限の利益に係る財務制限条項に抵触する見込みであります。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況を解消するために、当社は、販売用不動産（信託受益権）に関して、2021年6月15日を決済予定日として既に売買契約を締結しており、決済された資金によりシンジケートローンを返済する予定であります。当社としては、買主との連携を深め、シンジケートローン貸付人との調整を進めると共に、リスクヘッジの施策として、各金融機関とのリファイナンス交渉や、安定的な資金調達計画の再構築によりキャッシュポジションを高めてまいります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大収束を1年後に見据え、当社は、既存の事業に加え、以下の事業を遂行又は拡大させることで収益性の改善を図り、企業価値の向上を図ってまいります。

・ホテル運営事業

当社グループ会社が行うホテル運営事業の他、当社においてもホテル運営に精通する人材を獲得し、マネジメント・コントラクト方式の他、経営と運営とを両方担うマスター・リース方式による運営を受託し、ホテル運営事業のボリュームを増大させてまいります。また、ホテル自体の投資・開発にも参入し、上記運営と合わせて収益を最大化してまいります。

・インバウンド送客事業

当社グループ会社である瀛創（上海）商务咨询有限公司にて開発した日本ホテルのホールセールシステムと、中国の旅行予約管理システムとを連携させ、日本ホテルへの送客事業を行ってまいります。また、中国顧客のデータベースを構築・分析し、コンサルティングにもつなげてまいります。

・ファンド投資事業

ホテル等宿泊施設業界は新型コロナウイルスの影響により甚大な損失を被っている状況であります。当社は、コロナ禍の状況下にあっても成長可能性のある優良な企業やアセット、開発プロジェクト等への投資及びアセットの売買仲介を行い、当社グループ会社であるジャパンホテルインベストメント株式会社がファンドを組成・運営していくことでシナジー効果を最大化する当該事業に取り組んでまいります。

しかしながら、販売用不動産（信託受益権）の売買契約の決済は未了であり、また、上記3事業の遂行は新型コロナウイルスの感染拡大収束時期に大きな影響を受けることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類等は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類等に反映しておりません。

Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ① 関係会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - ② その他の関係会社有価証券
移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- 販売用不動産
個別法による原価法を採用しております。
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。
ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物附属設備 | 10～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 5～10年 |
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、償却年数は5年です。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- 賞与引当金
従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
- 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権及び破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

Ⅲ 表示方法の変更

(損益計算書関係)

前事業年度において区分掲記しておりました「受取保険金」(当事業年度8千円)については、金額が僅少となったため、当事業年度においては営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に「Ⅳ 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

Ⅳ 会計上の見積りに関する注記

1. 会計上の見積りを示す項目及び見積りの内容

販売用不動産の評価

2. 当事業年度に計上した金額

科目名	金額(千円)
販売用不動産	1,688,247千円

3. その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「連結注記表Ⅳ 会計上の見積りに関する注記 販売用不動産の評価」に記載した内容と同一であります。

Ⅴ 追加情報

当社は、繰延税金資産の回収可能性の評価、固定資産の減損の検討等にあたり、当事業年度末で入手可能な情報に基づき策定した事業計画を基礎として見積りを行っております。事業計画の策定にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大の収束時期を予測することは困難であるものの、1年後に収束するとの仮定を置いております。

現時点において、会計上の見積りへの重要な影響はないと判断しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大による影響は不確定要素が多く、今後の状況の変化によっては、翌事業年度以降の当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

VI 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

現金及び預金	100,000千円
販売用不動産	1,394,560千円
その他(流動資産)	35,212千円
計	1,529,773千円

担保付債務は次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	1,020,832千円
長期借入金	162,226千円
計	1,183,058千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 18,724千円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	235千円
関係会社に対する短期金銭債務	2,420千円

4. 財務制限条項

当事業年度末の1年内返済予定の長期借入金のうち、当社のシンジケートローン契約(1,007,500千円)には以下の財務制限条項が付されております。当条項に抵触した場合には、本契約に基づく全ての債務について期限の利益を喪失し、直ちに貸付の元本及び利息並びに清算金その他本契約に基づき、当社が支払義務を負担する一切の金銭債務を支払うこととなります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持する。
- (2) 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにする。

VII 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高の総額	21,420千円
営業取引以外の取引による取引高の総額	5,528千円

Ⅷ 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式

60,400株

Ⅸ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	927千円
未払固定資産税	2,511千円
販売用不動産	52,968千円
賞与引当金	2,401千円
繰越欠損金	594,178千円
関係会社株式評価損	12,094千円
関係会社出資金評価損	16,243千円
貸倒引当金	94,767千円
その他	10,136千円
繰延税金資産小計	786,230千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△594,178千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△192,052千円
評価性引当金小計	△786,230千円
繰延税金資産合計	-千円
繰延税金資産の純額	-千円

X 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	子会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注) 5	科目	期末残高
子会社	株式会社 大多喜ハーブ ガーデン	所有 直接 100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注) 1	-	関係会社 長期貸付金 (注) 2	155,000
				利息の受取 (注) 1	4,650	-	-
子会社	瀛創(上海) 商務咨 詢有限公司	所有 直接 100.0	資金の援助	資金の貸付 (注) 1	50,000	関係会社 長期貸付金 (注) 3	50,000
子会社	株式会社 イントランス ホテルズアンド リゾート	所有 直接 100.0	役員の兼任	資金の借入 (注) 4	42,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付利率については、当社の資金調達金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 株式会社大多喜ハーブガーデンに対する関係会社長期貸付金については、125,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において貸倒引当金繰入額△16,000千円を計上しております。
3. 瀛創(上海) 商務咨询有限公司に対する関係会社長期貸付金については、20,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において貸倒引当金繰入額20,000千円を計上しております。
4. 一時的な借入のため、無担保、無利息であります。
5. 取引金額には消費税等は含めておりません。

2. 役員

(単位：千円)

属性	氏名	議決権等の被所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注) 3	科目	期末残高
役員	濱谷 雄二	被所有 直接 0.3	代表取締役	当社銀行借入に対する債務被保証 (注) 1	128,000	-	-
役員	太田 孝昭	なし	取締役	資金の借入 (注) 2	30,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社銀行借入の連帯保証人となっており、保証料の支払いは行っておりません。なお、取引金額には、保証額の期末残高を記載しております。
2. 一時的な借入のため、無担保、無利息であります。
3. 取引金額には消費税等は含めておりません。

XI 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 27円20銭
2. 1株当たり当期純損失 27円23銭

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社イントランス
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 齋藤 浩史 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 河合 秀敏 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イントランスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イントランス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において2期連続で重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、また、有価証券報告書提出時にシンジケートローンの期限の利益に係る財務制限条項に抵触する見込みであるから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社イントランス
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 齋藤浩史 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 河合秀敏 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イントランスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において継続して重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、また、有価証券報告書提出時にシンジケートローンの期限の利益に係る財務制限条項に抵触する見込みであるから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

株式会社イントランス 監査役会
常 勤 監 査 役 青 沼 丈 二 ㊟
監 査 役(社外監査役) 平 田 邦 夫 ㊟
監 査 役(社外監査役) 上 床 竜 司 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議 案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役8名全員が任期満了となります。つきましては、業績及び経営環境に則し取締役を3名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
1	※ フレドリック・ディグネジオ (1979年4月13日生)	2004年8月 イーストウェストコンサルティング株式会社 2005年8月 株式会社ドリームスタジオ セールスマーケティングマネジャー 2006年6月 株式会社Plan・Do・See 国際ビジネス部門マネジャー 2008年6月 I H G・A N Aホテルズグループジャパン合同会社 宴会統括部長 2008年4月 同社 宴会統括部長 2010年11月 エイ・エイ・ビー・シー・ジャパン株式会社 (アコーホテルズジャパン)セールスマーケティング部長 2013年6月 同社代表取締役社長 2020年4月 株式会社assistint 代表取締役社長 (現任)	—
2	か どう じ 何 同慶 (1970年10月2日生)	2003年4月 株式会社オリエンタル・ソリューション取締役 2004年9月 E Tモバイルジャパン株式会社代表取締役(現任) 2008年9月 北京逸行国際旅行社有限公司執行董事(現任) 2012年3月 北京逸行之旅信息科技有限公司董事長(現任) 2016年9月 瀛之行(上海) 国际旅行社有限公司執行董事(現任) 2018年2月 株式会社いるカラボ代表取締役(現任) 2018年9月 合同会社インバウンドインベストメント職務執行者(現任) 2019年6月 当社取締役(現任) 2019年10月 株式会社イントランスホテルズアンドリゾーツ取締役(現任) 2021年3月 株式会社日本遊 代表取締役(現任)	—
3	ひ び の けん 日比野 健 (1951年1月7日生)	1974年4月 株式会社日本交通公社(現株式会社J T B)入社 1995年3月 同社団体旅行京都支店長 2001年4月 同社経営企画部長 2003年6月 株式会社J T B ビジネストラベルソリューションズ代表取締役社長 2008年6月 株式会社J T B 取締役旅行事業本部長 2010年4月 株式会社J T B 西日本代表取締役社長 2012年6月 株式会社J T B代表取締役専務(グローバル事業担当) 株式会社J T B 総合研究所代表取締役社長 2019年2月 当社顧問 2019年6月 当社取締役(現任)	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
4	しみず よういちろう 清水 洋一郎 (1950年11月18日生)	1974年4月 株式会社日本交通公社(現株式会社JTB)入社 1994年4月 株式会社ジェイティービー関西営業本部 営業開発部長 2008年6月 株式会社ジェイコム(現株式会社JTB コミュニケーションデザイン)常務取締役 2009年6月 同社 代表取締役 2010年4月 株式会社JTBコミュニケーションズ(現 株式会社JTBコミュニケーションデザ イン) 代表取締役 2012年6月 国土交通省観光庁 東北観光博統括ディ レクター 2016年2月 株式会社Mビジュアル代表取締役 2016年10月 一般社団法人東大阪ツーリズム振興機構 代表理事 2019年1月 当社取締役(現任) 2019年6月 株式会社Mビジュアル取締役(現任)	—
5	きゅうひい 仇 非 (1967年8月2日生)	2003年3月 博世(中国)有限公司マーケティングマネージャー 2004年9月 福特汽車(中国)有限公司 大中華区マ ーケティング総監 2007年7月 行暢文化伝播有限公司 CEO 2009年7月 新華都実業集団(上海)投資有限公司総裁 2015年4月 上海復医天健医療服産業股份有限公司 董事(現任) 2016年6月 飛拓無限信息技術(北京)股份有限公司董事(現任) 2017年10月 浙江快准车服網絡科技有限公司董事(現任) 2018年4月 正知資本CEO(現任) 2020年6月 当社取締役(現任)	—

(注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。

2. 何同璽氏は、当社の親会社等であるE Tモバイルジャパン株式会社の代表者であります。
3. 日比野健氏、清水洋一郎氏及び仇非氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 社外取締役候補者とした選任理由及び期待される役割並びに独立性について

①日比野健氏を社外取締役とした理由は、長年にわたって培われた旅行業界における豊富な知見及び経営者としての高度な知見と豊富な経験があり、客観的な見地から意見・提言をいただくことで、当社の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断し選任しております。

清水洋一郎氏は、長年にわたって培われた旅行業界における豊富な知見及び経営者としての高度な知見と豊富な経験があり、客観的な見地から意見・提言をいただくことで、当社の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断し選任しております。

仇非氏は、中国での経営者としての高度な知見と豊富な経験があり、客観的な見地から意見・提言をいただくことで、当社の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断し選任しております。

②日比野健氏、清水洋一郎氏及び仇非氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。

③日比野健氏、清水洋一郎氏及び仇非氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

④日比野健氏、清水洋一郎氏及び仇非氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

5. 清水洋一郎氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年5ヶ月となります。
日比野健氏の社外取締役就結の時をもって2年となります。
仇非氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 日比野健氏、清水洋一郎氏及び仇非氏が選任された場合、当社は各氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額といたします。
7. 当社は、保険会社との間で、当社取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、各候補者が当社取締役に再任又は選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。当該契約の内容は、事業報告「4. 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

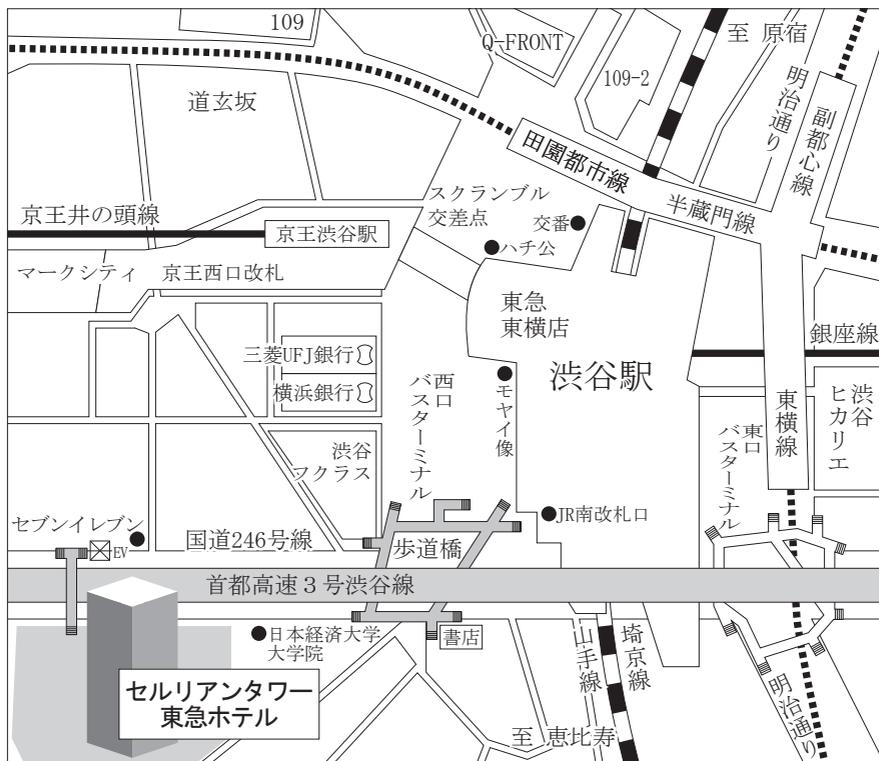
以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区桜丘町26番1号

セルリアンタワー東急ホテル 39階 ルナール

TEL 03-3476-3000 (代表)



交通 J R 山手線・埼京線・湘南新宿ライン
東急電鉄 東急東横線・田園都市線
東京メトロ 銀座線・半蔵門線・副都心線
京王電鉄 井の頭線
各「渋谷駅」より徒歩5分

◎ 駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。